

学則変更認可申請書

このたび、八洲学園高等学校の学則を変更したいので、学校教育法第4条の規定によって認可されるよう、同法施行規則第5条第2項の規定に基づく関係書類を添えて申請します。

1 変更事項

- (1)第25条 除籍に関する内容を追記
- (2)別表1 面接指導等実施施設 技能教育施設 エコーペットビジネス総合学院が校名変更の為、エコーペット高等専修学校に変更
- (3)別表4 ホームサポートクラスを少人数・個別指導クラスにクラス名変更

2 変更理由

- (1)除籍に関する定めが無かった為、退学に関する条項に除籍内容を追記
- (2)運営法人が株式会社エコートレーディング株式会社より学校法人 八洲学園に変更になり、令和8年4月1日付けで兵庫県認可の高等専修学校に変更するための校名変更
- (3)不登校傾向の生徒を中心に少人数もしくは個別で教育活動を行えるクラスと認知してもらいやすくするためのクラス名称変更

3 変更年月日 令和8年4月1日

4 新旧の比較対照表

新旧の比較対照表	
変更前	変更後
(退学) 第25条 退学しようとする者は、所定の退学願に生徒証明書を添え願い出て許可をえなければならない。	(退学・除籍) 第25条 退学しようとする者は、所定の退学願に生徒証明書を添え願い出て許可をえなければならない。 2 生徒の在籍期間は原則入学手続き後10年間とし、在籍期間が10年間を超えた者は除籍とする。ただし、在籍期間が10年間を超えても科目履修がある場合はこの限りではない。
別表1 面接指導等実施施設、学習等支援施設一覧 6 エコーペットビジネス総合学院	別表1 面接指導等実施施設、学習等支援施設一覧 6 エコーペット高等専修学校
別表4 (6)クラス費・施設料 ホームサポートクラス	別表4 (6)クラス費・施設料 少人数・個別指導クラス